



マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第 625 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 40 秒です。

今回のテーマ： 株主総会参考書類等の電子提供制度

2019年12月11日に公布された改正会社法において、株主総会参考書類等の電子提供制度が新たに導入されました。

電子提供制度の概要

株主総会参考書類等の電子提供制度とは、株主総会参考書類等の内容について電子提供措置（会社のウェブサイトへの掲載等）をとったうえで、株主に対して当該ウェブサイトの URL 等を書面で通知（アクセス通知を発送）することにより、株主総会参考書類等を書面ではなく電磁的に提供（電子提供措置事項を電子提供）するものです。

同制度を採用するためには定款の定めが必要ですが、上場会社（振替株式発行会社）は、同制度の施行日（2022年9月1日）において当該定めを置く定款変更決議をしたものとみなされており、結果として、その採用が強制されています。つまり、従前は株主総会参考書類等を株主に対して書面で提供することが原則であったところ、上場会社にあつては、株主に対して電磁的に提供することが原則になったと言えます。

電子提供措置をとる場合の提供期間

株主総会の3週間前の日又はアクセス通知の発送日（発送期限は、株主総会の日々の2週間前まで）のいずれか早い日から、電子提供措置を開始する必要があります。また、電子提供措置は、株主総会の日後3か月を経過する日まで、継続してとらなければなりません。ウェブサイトのサーバーダウン等によって電子提供措置が中断した場合、一定の場合（会社が善意無重過失である、中断期間が電子提供期間の10分の1を超えない、等）を除き、電子提供措置が無効となり、株主総会の招集手続に瑕疵が生じる可能性がありますので、注意が必要です。

書面での提供を希望する株主への対応

インターネットへのアクセスが困難な株主等の存在を考慮し、電子提供措置事項の書面での交付を希望する株主が、会社に対して書面での交付を請求することができる制度があります。ただし、その場合であっても、会社は、必ずしも電子提供措置事項のすべてを書面（電子提供措置事項記載書面）で交付する必要はなく、その全部又は一部について書面での交付対象としないことを定款で定めることができます。

適用時期

改正会社法の電子提供制度に係る部分は、2022年9月1日から施行されています。ただし、上記の定款変更があつたものとみなされた上場会社については、施行の日から6か月以内の日に開催される株主総会は従前の方法によって招集するとの経過措置があるため、実質的には、2023年3月1日以後に開催される株主総会からの適用となります。

お見逃しなく！

2022年12月26日に会社法施行規則等が改正され、電子提供措置事項記載書面の対象としないことができる事項の範囲が拡がりました。また、同時に、従前からの制度である、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象範囲も同様に拡がりました。本改正により、貸借対照表や損益計算書等は、2023年2月28日までの時限的な特例措置として、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象となっていたところ、恒久的な措置として同制度の対象となりました。